

公費負担医療助成に関する届（照会）

NTN健康保険組合では、一定額以上の自己負担に対して給付金（高額療養費や付加給付）をお支払いする制度がありますが、自己負担がない方には支給されません。しかし、ご本人から申し出がない限り、医療費助成を受けていることが健康保険組合には分からず、給付金をお支払いしてしまうケースがあります。給付金を支給後、医療費助成該当者であることが判明した場合は健保給付金分を返納して頂く事になります。つきましては、国の公費負担医療制度や市区町村の医療費助成を受けている方は健康保険組合に届け出をお願い致します。（該当者には各制度の医療証や通知が交付されています。ご家族にもご確認下さい。）

また、これらの制度には有効期限がありますので、更新された場合は改めてご提出いただきますようお願いいたします。

提出日 令和 年 月 日

健康保険 被保険者証	記 号		番 号		事業所または所属部署
被保険者氏名			受給対象者住所		
受 給 対 象 者	氏名		生年月日 S.H.R 年 月 日		被保険者との続柄
医療助成の有無	有 ・ 無	受給制度の名称			
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで				
医療助成に該当し、 医療機関窓口 での自己負担 に関する事項	・対象傷病名のみ（ ）／全ての傷病				
	1. 自己負担無し 2. 入院 1日・1回・1ヵ月 につき 円 3. 通院 1日・1ヵ月 につき 円 4. 償還払い（医療機関窓口で一旦支払い、後日市町村から支払われる助成制度） 5. その他（ ）				
医療助成が非該当の 場合、その理由	1. 所得制限が超過した 2. 等級が医療助成対象外 3. その他（ ）				

添付書類 障害者手帳・療育手帳・医療受給者証（助成対象期間、助成内容の分かるもの）などお手元にあるものの写しを添付して下さい。また、非該当の場合は自治体等からの非該当に関する通知の写しを添付して下さい。

＊ 届出書の提出につきましては、プライバシー等の問題もありますので、封書にて各部署の健康保険組合担当者へ提出していただいても構いません。

常務理事	事 務 長	担 当 者